条約

二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年七月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

条約第十号

二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定

日本国政府及び博覧会国際事務局は、

日本国が、博覧会国際事務局の構成員であり、かつ、千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書並びに千九百八十二年六月二十四日の改正及び千九百八十八年五月三十一日の改正によって改正され、及び補足された国際博覧会に関する条約の締約国であること並びに同条約によって博覧会国際事務局に与えられる任務の遂行に必要な特権及び免除に関する国及び国際機関との間の協定を締結する権能を同条約が博覧会国際事務局に与えていることを考慮し、

日本国が、博覧会国際事務局により二千二十年十二月一日の総会（第百六十七回会期）において登録を受けて、「いのち輝く未来社会のデザイン」のテーマの下で二千二十五年日本国際博覧会を二千二十五年四月十三日から同年十月十三日まで主催することを考慮し、

日本国の領域における二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する事項を規定することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(a)　「博覧会」とは、二千二十五年四月十三日から同年十月十三日まで日本国の大阪において開催される二千二十五年日本国際博覧会をいう。

(b)　「公式参加者」とは、日本国政府からの博覧会への参加の公式の招請を受け入れた国又は国際機関をいう。

(c)　「陳列区域代表」とは、各公式参加者が条約第十三条に定める任務のために任命する代表をいう。

(d)　「陳列区域代表事務所」とは、各公式参加者が第十三条に規定する総合窓口を通じて陳列区域代表事務所として事前に指定する個人、法人又はその他の団体をいう。

(e)　「陳列区域代表事務所の職員」とは、陳列区域代表、陳列区域代表代理及びパビリオン館長並びに陳列区域代表事務所が直接に雇用する者をいう。

(f)　「条約」とは、千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書並びに千九百八十二年六月二十四日の改正及び千九百八十八年五月三十一日の改正によって改正され、及び補足された国際博覧会に関する条約をいう。

(g)　「ＢＩＥ」とは、博覧会国際事務局をいう。

(h)　「ＢＩＥの代表者」とは、ＢＩＥ事務局長、ＢＩＥ総会議長、ＢＩＥ総会副議長及びＢＩＥ事務局の職員をいう。

(i)　「開催者」とは、公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会をいう。

(j)　「博覧会に関連する非商業的活動」とは、博覧会の準備、運営及び広報に関する活動並びに博覧会に関連するその他の活動をいい、飲食物の販売、商品の販売、入場料を伴う行事の開催及びその他の営利目的の活動を含まない。

(k)　「被扶養者」とは、陳列区域代表事務所の職員及びＢＩＥの代表者の配偶者及び二十歳未満の子をいい、心身障害を有することにより自立することができない状態にある二十歳以上の子を含む。

第二条

1　ＢＩＥは、条約第二十五条1の規定に従い、博覧会に関して条約の適用を監督し、及び確保する責任を負う。

2　日本国政府は、条約第十条2の規定に従い、開催者による義務の履行を保証し、並びに開催者が博覧会の準備及び運営に関する任務を遂行することを確保する。

3　博覧会政府代表は、条約第十二条の規定に従い、条約の全ての目的のために及び博覧会に関する全ての事項について日本国政府を代表する。

第三条

1　日本国政府は、自国の法令に従い、次の者の自国への入国及び自国における滞在を容易にするために必要な全ての措置をとる。これらの者の博覧会に関する査証は、無償で、かつ、できる限り速やかに発給される。

(a)　陳列区域代表事務所の職員及びその被扶養者

(b)　公式参加者に対するサービス提供者の人員

(c)　公式参加者の展示者の人員

(d)　公式参加者が博覧会の敷地内で開催する芸術的及び文化的行事に関与する者

(e)　公式参加者の代表団に同行する報道関係者であって、公式参加者が博覧会において開催する行事を取材するもの

(f)　公式参加者が開催者の許可を得て博覧会の敷地内で行う商業活動に関与する者

(g)　ＢＩＥの代表者及びその被扶養者

2　日本国の権限のある出入国管理当局は、三箇月を超える期間日本国に滞在する資格を有する陳列区域代表事務所の職員に対して在留カードを交付する。ただし、在留カードは、「短期滞在」、「外交」又は「公用」の在留資格に基づいて滞在する資格を有する者に対しては、交付されない。

3　第十三条に規定する総合窓口は、1に掲げる者の入国、滞在、居住及び就労に関する証明書を作成する。

4　陳列区域代表事務所は、日本国政府に対し、陳列区域代表事務所の職員及びその被扶養者の氏名並びにこれらの者が日本国に滞在する期間をその他の関連情報とともに、総合窓口を通じて、個別にかつ遅滞なく通知するものとする。

5　陳列区域代表事務所は、日本国政府に対し、1(b)から(f)までに掲げる者の氏名並びにこれらの者が日本国に滞在する期間及び目的をその他の関連情報とともに、総合窓口を通じて、個別にかつ遅滞なく通知するものとする。

6　ＢＩＥは、日本国政府に対し、ＢＩＥの代表者及びその被扶養者の氏名並びにこれらの者が日本国に滞在する期間をその他の関連情報とともに、総合窓口を通じて、個別にかつ遅滞なく通知する。